

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	始良市 地方税等の徴収及び滞納処分に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

始良市は、地方税の徴収及び滞納処分に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

始良市長

公表日

令和8年8月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税等の徴収及び滞納処分に関する事務
②事務の概要	地方税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料に関する各賦課業務のより発生した調定額を引き継ぎ、徴収事務を行う。 始良市では、地方税法、始良市税条例、国民健康保険税条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号。以下「番号利用法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①納付・納入状況の確認 ②過誤納者への還付又は充当処理 ③納税証明書の発行 ④未納者への催告書等の発送 ⑤滞納処分の行使 ⑥滞納処分の猶予及び停止
③システムの名称	・Acrocity行政基本 ・Acrocity住民基本 ・Acrocity個人住民税 ・Acrocity法人住民税 ・Acrocity固定資産税 ・Acrocity軽自動車税 ・Acrocity国民健康保険税 ・Acrocity総合収納管理 ・Acrocity介護保険 ・滞納整理システム ・中間サーバー ・Acrocity国民健康保険（資格） ・MICJET番号連携サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

・滞納整理ファイル ・収納消込一覧表 ・日計チェックリスト ・歳入歳出還付一覧表

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項（利用範囲） 別表の24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府令第5号）第16条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号利用法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（情報提供の根拠） ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、97、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173） （情報照会の根拠） ・第50条 ・第2条の表 第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「地方税法」が含まれる項（48）

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	総務部税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 税務課 住所: 〒899-5492 始良市宮島町25番地 電話: 0995-66-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部 税務課 住所: 〒899-5492 始良市宮島町25番地 電話: 0995-66-3111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [☐]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------------	------------------	--

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン(デジタル庁)」の留意事項等を遵守し事務を行っている。	

9. 監査

実施の有無	[☐] 自己点検	[☐] 内部監査	[☐] 外部監査
-------	-----------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

☐全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、静脈認証と職員番号の入力によって限定しており、年度ごとに業務上必要な職員にアクセス権限を付与をすることで、適切な管理を行っている。 また、アクセスログを記録し、不正なアクセスがないことを定期的に確認している。これらの対策を実施していることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 水流 哲也 収納管理課長 湯脇 信一	税務課長 別當 法仁 収納管理課長 草水 博行	事後	平成29年4月1日付け人事異動による
平成29年6月2日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報を提供できる根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120) (特定個人情報を照会できる根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の27項、82項、94項 ・内閣府令第7号 第20条、第47条	(特定個人情報を提供できる根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項) (特定個人情報を照会できる根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二 (27、82、94の項) ・内閣府令第7号 第20条、第47条	事後	法令上の根拠の項ずれ等修正
平成30年5月21日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	税務課長 別當 法仁 収納管理課長 草水 博行	税務課長 収納管理課長	事後	様式の変更による
平成30年7月27日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府令第5号)第16条、第46条第6号、第50条第8号～第11号	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府令第5号)第16条、46条、50条	事後	法令上の根拠の表記等修正
平成30年7月27日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	(特定個人情報を提供できる根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項) (特定個人情報を照会できる根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二 (27、82、94の項) ・内閣府令第7号 第20条、第47条	(特定個人情報を提供できる根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、120の項) (特定個人情報を照会できる根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二 (27、42、44、45、46、82、94の項) ・内閣府令第7号 第20条、第47条	事後	法令上の根拠を追記
令和2年6月29日	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	課題が残されている	委託しない	事後	委託を実施しない
令和3年6月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	(特定個人情報を提供できる根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、120の項) (特定個人情報を照会できる根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二 (27、42、44、45、46、82、94の項) ・内閣府令第7号 第20条、第47条	(特定個人情報を提供できる根拠) ・番号利用法第19条第8号 別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (特定個人情報を照会できる根拠) ・番号利用法第19条第8号 別表第二 (27、42、44、45、82、94の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条、第25条、第26条、第47条	事前	令和3年9月1日施行の番号利用法改正に伴う号ズレ
令和3年6月30日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	総務部税務課 総務部収納管理課	総務部税務課	事後	組織再編に伴う担当の変更
令和3年6月30日	5. 評価実施機関における担当部署 ①所属長の役職名	税務課長 収納管理課長	税務課長	事後	組織再編に伴う担当の変更
令和3年6月30日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部 税務課・収納管理課 住所：〒899－5492 始良市宮島町25番地 電話：0995－66－3111	総務部 税務課 住所：〒899－5492 始良市宮島町25番地 電話：0995－66－3111	事後	組織再編に伴う担当の変更
令和3年6月30日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	総務部 税務課・収納管理課 住所：〒899－5492 始良市宮島町25番地 電話：0995－66－3111	総務部 税務課 住所：〒899－5492 始良市宮島町25番地 電話：0995－66－3111	事後	組織再編に伴う担当の変更
令和6年7月12日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・番号利用法第9条第1項(利用範囲) 別表第一の16項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府令第5号)第16条、46条、50条	・番号利用法第9条第1項(利用範囲) 別表の24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府令第5号)第16条	事後	番号利用法改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	(特定個人情報を提供できる根拠) ・番号利用法第19条第8号 別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (特定個人情報を照会できる根拠) ・番号利用法第19条第8号 別表第二 (27、42、44、45、82、94の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条、第25条、第26条、第47条	番号利用法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 (情報提供の根拠) ・第2条の表 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、97、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173) (情報照会の根拠) ・第50条 ・第2条の表 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法」が含まれる項(48)	事後	番号利用法改正に伴う変更
令和7年8月29日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	-	新規項目追加	事後	様式変更による
令和7年8月29日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えらる対策	-	新規項目追加	事後	様式変更による